

添乗員の残業代払え

東京地裁、阪急トラベルに命じる



勝利判決を喜ぶ原告・支援者たち

2008年10月に提訴
された「偽装みなし労働」残業代請求裁判第3陣（原告＝豊田組合員）

対象は国内宿泊旅行の
判決公判が5月11日、東京地裁で行われました。
その冒頭、裁判長から組

合勝利の判決が通告されたのです。
会社の主張は全面的に否定されました。裁判所は、派遣添乗員への「みなし労働時間」の適用は認めないと明確に指摘し、未払い残業代請求に

割増賃金支払い義務があるのだから、就労場所が事業場外であっても、原則として、従業員の労働

「見なし労働時間」認めず

残業代と同額のペナルティも

最高額の付加金（ペナルティ）の支払いを命じたことは、会社に対する裁判所の怒りと言えるほど厳しい判決です。

判決文の中で裁判所の

時間把握する義務がある。客観的にみて労働時間を把握・算定することが可能であれば、事業場外でも労働基準法38条の第1項（みなし労働時間制）の適用はない」と明確に述べています。

さらに、「添乗マニュアル」「行程表ないし指示書」「ツアーデ一日のモニングコール」「添乗報

書類の記入欄の着時刻・発時刻を分単位で記入」で労働時間は客観的に把握できると言いたいです。

そして労働基準監督署の指導にも従わず、過

去の残業代を支払わない

ことは、ただちにやめください。

(東京東部労組)

告書なし添乗日報の行

程記入欄の着時刻・発時

刻を分単位で記入」で労

働時間は客観的に把握で

きると言いたいです。

ちに中止し、適正に残業

代を支払うべきです。

裁判所の判決、労基署

の是正勧告指導に抵抗す

ることはありません。

裁判所の判決、労基署

の是正勧告指導に抵抗す